

来年度より、フロン排出

抑制法が施行されます！



！ オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、平成25年6月にフロン回収・破壊法が改正（フロン排出抑制法）され、平成27年4月から施行されます。

業務用冷凍空調機器の所有者等

- ！ フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍空調機器の管理者（機器の所有者等）には、冷媒漏えい防止のための機器の点検、漏えい時の修理（繰り返し充填の原則禁止）、機器整備の結果の記録・保存、適正な使用環境の維持等が義務づけられます。
- ！ また、一定量以上の漏えいがある場合には、国への漏えい量報告の義務が新たに生じます。

「**第一種特定製品の管理者**」と呼ばれます！

業務用冷凍空調機器に冷媒を充填・回収する業者

- ！ 業務用冷凍空調機器の設備施工・保守・メンテナンス業者（機器に冷媒を充填・回収する業者）には、充填に係る業の登録、充填基準の遵守、充填・回収証明書の発行等の新たな義務が生じます。

「**第一種フロン類回収業者**」は
「**第一種フロン類充填回収業者**」になります！

改正法の全文等詳しくはこちら

環境省 改正フロン回収・破壊法

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html



お問い合わせ先

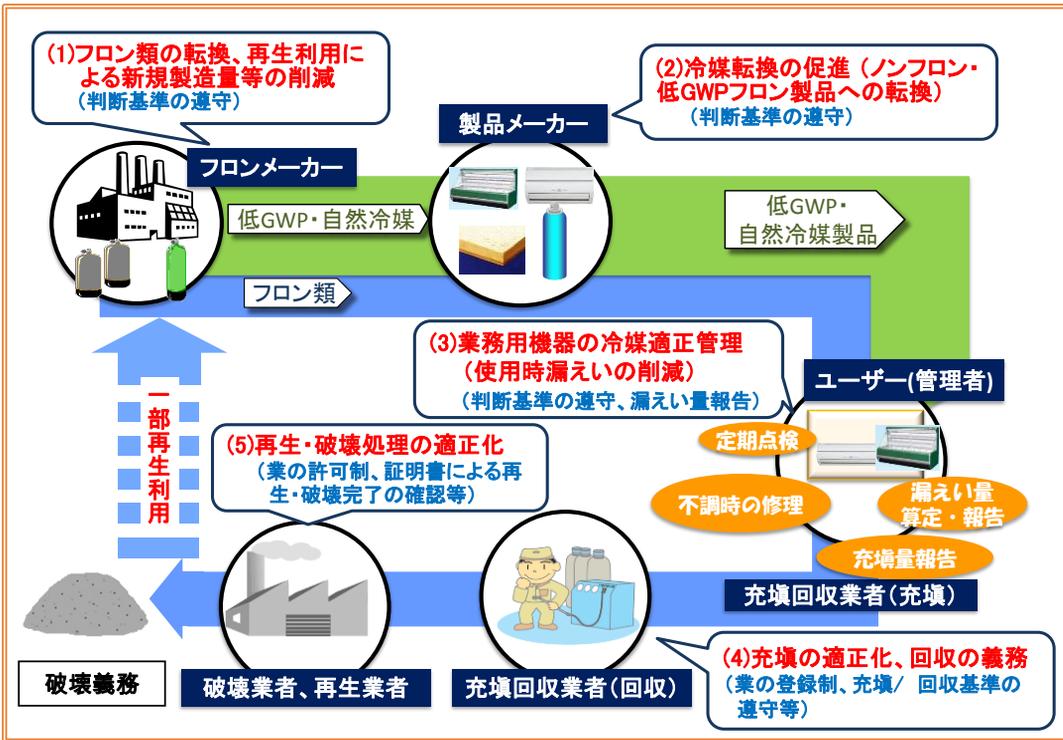
大分県生活環境部地球環境対策課

〒870-8501 大分市大手町3-1-1

TEL:097-506-3036

FAX:097-506-1749

フロン排出抑制法の概要



法の対象がフロンの製造から廃棄までライフサイクル全体に広がりました！



管理者は冷媒漏えい防止のためにフロン類が漏れていないかチェックしなければいけません！

業務用冷凍空調機器の管理者の管理義務内容

平常時の対応

- ①適切な場所への設置等
 - ・機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置・設置する環境の維持保全の実施。
- ②機器の点検
 - ・全ての業務用冷凍空調機器を対象とした簡易点検の実施。
 - ・一定の業務用冷凍空調機器について、専門知識を有する者による定期点検※の実施。(下記参照)

漏えい発見時の対応

- ③漏えい防止措置、修理しないままの充填の原則禁止
 - ・冷媒漏えいが確認された場合、やむを得ない場合を除き、可能な限り速やかに漏えい箇所の特定・必要な措置の実施。

- ④点検等の履歴の保存等
 - ・適切な機器管理を行うため、機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録・保存。
 - ・機器整備の際に、整備業者等の求めに応じて当該記録を開示すること。

定期点検の対象機器

製品区分	対象機器
エアコンディショナー (店舗・オフィス用エアコン、ビル用マルチエアコン、大型空調機等)	当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 7.5kW以上 の機器等
冷蔵機器及び冷凍機器 (内蔵型・別置型ショーケース、輸送用冷凍冷蔵ユニット、大型冷凍機等)	当該機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力が 7.5kW以上 の機器等

業務用の冷凍空調機器がないか、また出力が7.5KW以上のものがないか確認しましょう！

